

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和3年12月21日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和3年12月21日（火曜日） 午後1時30分 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第146号議案	「質疑・討論・採決」
第147号議案	「質疑・討論・採決」
第148号議案	「質疑・討論・採決」
第149号議案	「質疑・討論・採決」
第150号議案	「質疑・討論・採決」
第159号議案	「質疑・討論・採決」
第160号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（18名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄  
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也  
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美  
山田辰也 村田康助 山口洋一 滝川健司 中西宏彰  
議長 長田共永

欠席委員 なし

傍聴者 1名

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代、大場隆佑

開 会 午後 1 時30分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る17日の本会議において本委員会に付託されました第146号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第10号）から第150号議案 令和3年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）まで、並びに第159号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第12号）及び第160号議案 令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）の7議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭にお願いします。なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いいたします。

第146号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

初めに、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、ただいま議題となっております第146号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第10号）について、お伺いをします。

歳出2款1項1目であります。一般管理費、人件費、資料は19ページであります。

三役分の算出根拠についてお伺いをいたします。

○丸山隆弘委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 それでは、今御質疑のありました三役分の積算根拠はということの御回答をさせていただきます。

今回の補正予算における三役分の人件費の調整につきましては、共済費負担金の増額分になります。共済費負担金を再計算しました

ところ、当初予算と比べて増額になったものです。

なお、この共済費負担金を算出する根拠となる給与額につきましては、いま現在条例等が出ております市長の20%減額の分については見込んでおりませんので、よろしくお願います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 再計算をされたということで、それが不足していたから40万3千円、積増しをしたと。そして、もう1個あるんですよ、これ同じように地方公務員災害補償基金を千円減額しております。

負担金がふえて、基金が減って、相殺されて40万2千円ということではありますが、今、言われたように、当然20%は含んでおりませんよということですので、この負担金そのものの基本となる数字は三役分ですので、前市長のもの、そして新しく就任をされた下江市長の分ということの、当初お話をいただいた、あくまでもあれですが、月額報酬額92万5千円に対するものなのか、それについて確認します。

○丸山隆弘委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 穂積前市長につきましては10%減の分、下江市長につきましては減額なしの92万5千円の金額で計算しております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

私からは、歳出2の1の7財産管理費、財政調整基金積立事業になります。23ページです。

1点ございまして、2億9,882万4千円が計上されておりますが、主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 本年度の財源見通しが

立ちましたので、将来にわたり年度間の財源調整や大規模災害など不測の事態に備えるため、積立てを今回行うものであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今年度の財政規模が分かったのかということですが、今回、この3億円近く積み立てるといいますので、これは財源というのはどこから繰入れするという理解でいいのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 この財源からというものをごさいませんので、12月の補正予算、歳入歳出全て組みまして、それで必要な事業を計上させていただいて、それでも一般財源の部分で余裕があるのか、充てる場所がなかったものがありましたので、その部分を財政調整基金に積み立てるといってごさいます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういふことですね。市にいろいろな事業等聞くと、財源が厳しい、厳しいということをよく言われるものですから、財源がない中で今回この3億円近い積み立てができたということはどういうことかなというところで質問をしたということなんですけど。

そういうふうに残ったお金が3億円近くあったから基金にということですが、そのほかのたくさん事業を執行する中で、予定されていた事業を縮小したりとか、あとほかの公共サービスの予算を削ったりとか、そういったことはしていないというところで理解をしてくれるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 そういったところはやっておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、3款3項6目であります。保育所費、保育所管理事業であります。

4点あって、内訳もありますが、1点目は、会計年度任用職員としての金額が積み増しされております、この根拠。

そして、修繕料の詳細。

3点目は、工事請負費の詳細。

4点目は、用地購入費というのがあります。このうちの購入の目的、そして、購入された面積、購入単価についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 3款3項6目保育所管理事業について、4問質問をいただいておりますので順次お答えさせていただきます。

1問目の会計年度任用職員報酬の算出根拠ですが、こども園給食調理員40名について、愛知県の最低賃金の改定に伴い、時間単価945円から1,030円に報酬額を改定し、増額分85円に勤務見込時間の総計2万5,893時間を乗じた額となります。

2問目の修繕料の詳細ですが、修繕料としては、遊具修繕、排煙窓修繕、誘導灯修繕、非常用照明修繕を計上しています。

遊具修繕につきましては、遊具等保守点検業務委託における点検結果を受けて必要となる千郷中の藤棚枠、東郷中の肋木支柱等、東郷西の築山、八名の複合遊具の修繕です。

排煙窓、誘導灯、非常用照明の修繕につきましては、新城市公共施設等総合管理計画に基づく施設管理者等による日常点検において、各種法令などの定めに関して修繕を要する箇所を修繕するものです。排煙窓は、千郷東、東郷中、東郷西、山吉田の4園、誘導灯は千郷中の1園、非常用照明は、新城、千郷東、千郷西、東郷東、東郷西の5園です。

3 問目の工事請負費の詳細ですが、東郷西こども園において、園庭から保護者駐車場への土砂流出を防止するための工事です。

4 問目の用地購入費の詳細ですが、アの購入の目的は、千郷東こども園用地として土地賃借契約をしている土地について、土地所有者との交渉の結果、用地買収のめどが立ったことから用地の購入をするものになります。

イの購入地積は、用地測量による実測面積450.59平方メートルです。

ウの購入単価は、不動産鑑定評価に基づき、用地購入費は1,422万円で、購入単価は1平米当たり約3万1,600円です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 1点、2点、3点目、これは最低基準の単価であるとか、それぞれもろもろの法律に従ったもの、点検によって指摘をされたものということでこれは適切な処理だと思いますが。

所有者が承諾をいただいたという中で、土地の取得をした。その金額については、1,422万円という取得額であったわけですが、これらについて、これは何に使われたのか、このことがちょっとここには判読ができないわけでありまして、多分説明のときに聞き漏らしたと思うんですが、何のために使用したのか。それまでは、地権者の方がなかなか承諾をしていただけなかったという、今、答弁いただきましたので、それまでは使わせてもらっていたのかということはいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 用地購入費につきましてですが、千郷東こども園用地として、長年土地の賃貸借契約をしていた土地について、土地所有者との交渉の結果、用地買収のめどが立ったことから、今回用地の購入をするものになります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2 番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

3の4の2 扶助費、扶助事業になります。45ページです。

2点ありまして、1点目、総額2,626万6千円が計上されております。この主な内容を伺います。

2点目、生活保護の受給者が増加しているということでありまして、本市の現状や原因等伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 1点目の補正額の内訳につきましてですが、内容につきましては扶助費の増額、これは生活保護費令和3年度分の増額となりますが、それと、もう1つは令和2年度生活保護費国庫負担金及び県費負担金の精算に伴います返還金となっております。

扶助費の増額につきましては、生活保護受給者数の増加に伴うもので、令和3年度予算現額6,639万8千円に対しまして、支出額を7,901万1千円と見込んだことによる不足分として1,261万3千円を計上しております。

また、返還金につきましては、令和2年度生活保護費国庫負担金、それから、県費負担金の精算に伴うものとして、合計1,365万3千円を計上しております。

次に、生活保護受給者の本市の状況、原因でございますが、本市における生活保護制度による被保護者は、各年度4月1日現在の状況を見ますと、令和元年度に113世帯140人、令和2年度に120世帯152人、令和3年度に124世帯163人と推移しており、令和元年度以降、増加傾向となっております。

人口100人当たりの被保護者数を表す保護率につきましては、令和3年8月時点で国全体の1.63%、それから、愛知県の平均0.52%、これにつきましては、指定都市・中核市を除く数値でございます。これに対しまして、本市は0.37%となっており、生活保護受給者数

が少ない地域といえます。

本市の生活保護受給世帯を類型別で見ますと、高齢世帯、母子世帯、障がい者世帯、傷病者世帯、これらのいずれにも分類されないその他世帯が増加傾向となっております。

働くことが可能な年齢である場合や、働く能力、それから意思がありながら働くことができない状態にある世帯が、このその他世帯に該当しますが、新型コロナウイルスの影響等により就労日数が減少したことにより離職し、次の就労先が見つかるまで生活保護制度を利用するというケースも見られております。特に製造業に携わる派遣社員、それから外国人の方からの相談がふえているという状況となっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。生活保護の受給者が増加しているというところで、詳しく言っていただきまして理解をいたしました。

国や県の基準よりかは新城市は低いよということでありましたけど、今、コロナの状況によって働きたいけれども次の職がなかなか見つからず、その間で生活保護の受給というようなことが多い現状のかなと思いますが、そうした理解でよろしいでしょうか、特徴的なところといいますと。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 新型コロナウイルスの状況もあろうかと思われま。ただ、新型コロナウイルスの影響として数として上がってきますのは、それを理由にといいいますか、使用者側から解雇された場合はそういった件数として上がってきますけども、日数が減って収入が減ったから自主退職ということになりますと件数には上がってきませんので、その辺は判断が難しいところかなと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。なかなか生活保護を受給されるとかそういった中でい

んなケースがあるかなと思いました。

また、その中で誰でもこの生活保護に陥ったりそういったケースになるということで、厚生労働省のこうしたホームページにもありますけど、生活保護を申請する方への対応ということで「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに御相談ください」ということで厚生労働省のホームページにアップされておりますが、こうした観点で新城市のほうも窓口の相談、国民の権利だということに対応しているという状況でいいのか基本的なところでお聞きしたいのと、あと課題等は今あるのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 今、委員おっしゃるとおり、新城市におきましても生活保護の申請、国民の権利でございますので、御相談があれば申請していただいて受け付け、審査するという形になります。

課題等でございますが、新城市では社会福祉協議会内にございます新城市くらし・しごとサポートセンターのほうで生活保護だけではなく、生活困窮者の各種支援事業であるとか、生活福祉資金の貸付、そういったことも含めて暮らしの相談に応じておりますので、どんな支援がその方、その家族に合っているかそういうことをきめ細かくやっていくのが課題といいいますか、やるべき仕事だと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 それでは、歳出3款2項1目老人福祉費、高齢者外出支援サービス事業、35ページでございます。

2点、ございます。1点目に、当初の見直しに対し、どの程度の利用者増があったのか。

2点目、利用者が増加した要因について。

以上、2点、お願いします。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 高齢者外出支援サービス事業につきまして、2問質疑をいただきましたので順にお答えさせていただきます。

まず、1番の当初の見通しに対し、どの程度の利用者増があったのかでございしますが、こちらの事業につきましては、当初の見通しに対して約1.4倍程度の利用見込みとなっております。

2番でございしますが、利用者が増加した要因は幾つか考えられます。まずは、自家用車があっても、運転免許を有していなければ交付対象とするよう条件緩和をしたこととございます。

次に、東栄町に拠点を置く東栄タクシーが、鳳来地区を発着点にすれば参入できるようになったことなどから、鳳来地区の利用者が例年より2割ほど増加しています。

また、令和3年度から、新城地区のタクシー事業者が豊鉄タクシーになり、タクシーの稼働台数が前年度と比較して倍近くふえており、需要に対して供給が不足していた部分を補うことができたことも要因と考えております。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。再質疑、させていただきます。

令和2年度のしんしろの福祉を見せていただきますと、この外出支援サービス事業、これ延べ利用件数で見ますと平成29年度が180件、それから平成30年度が77件、それから令和元年度64件ということで、見せていただいたこの資料から推測しますと年々やっぱり利用者が減少しているという状況が見てとれたので、比較的利用実態の少ない事業なのかなというイメージであったわけですが、今、御説明いただきましたように様々環境変化があったということがよく分かりました。

その環境変化がある中で質疑なんですけども、介護認定の度合いの高い在宅の方が予想以上にふえたという見方も1つにはあるのかなと思うんですけども、その点についてはどんな認識でしょうか。

○丸山隆弘委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 今の御質疑なんですけれども、実はこの外出支援サービス事業といいますのが、昨年までが高齢者のタクシー利用料金助成、それから外出支援サービス事業、あと高齢者福祉有償運送料金助成事業ということで3つの事業がありまして、この介護タクシーにつきまして外出支援サービス事業と呼んでいたんですけども、なかなか事業が分かりづらいということで本年度3つの運送事業に対する助成を1つにまとめたものですから、介護サービスを受けていらっしゃる方の介護タクシーの利用者だけがふえたというわけではございません。

ただ、普通の今までで言っている高齢者福祉タクシーの利用者につきましても、本年度ふえておるといふことと、後は介護タクシーの利用件数についても昨年度と比べましても利用者増になっておりますので、やはりどちらの事業についても利用者がふえているという状態でございます。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お伺いします。6款1項4目であります。農業振興施設費、学童農園山びこの丘管理事業、資料は59ページであります。

1点目、宿泊棟浄化槽配管取替工事となった要因と工事請負費の詳細。

2点目、汚水枡配管等取替工事となった要因と工事請負費の詳細。

以上、2点でございます。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 それでは、1点目の宿泊棟浄化槽配管取替工事につきましてお答えします。

学童農園山びこの丘宿泊棟の浄化槽は、平成5年7月に設置したもので、既に28年経過しております。経年劣化によりまして浄化槽内の配管の腐食と流入ポンプ2台のうち1台が故障したため、取替工事を行うものでございます。

工事請負費の内訳としましては、浄化槽内の配管の取替え等で56万1千円、流入ポンプ1台の取替えで14万3千円でございます。

続きまして、2点目の汚水枡配管等取替工事でございますが、山びこの丘の新館の汚水枡は平成5年7月に設置したもので、同じく28年経過をしております。この汚水枡につきましては、樹木の根によりまして外側から内側に向かって押し出されるような形で一部が壊れ流れが悪くなっており、排水管も一部損傷しておりますので、取替工事を行うものです。

もう1つ、食堂棟の汚水枡は昭和55年6月に設置したもので、41年経過しております。食堂棟の汚水枡及び排水管も経年劣化により一部が破損し、土の流入が見られるため、取替え工事を行うものです。

工事請負費の内訳としましては、新館汚水枡の取替えで55万9千円、食堂棟の汚水枡、排水管の取替えで58万6千円です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 2点目については確認ができました。

1点目について、もう少しお願いします。浄化槽内の配管と答弁いただいたわけであり

ますが、浄化槽そのものの中の配管であるならば、本体自体が余りよくないのではないかと思います。通常中の配管、曝気槽だとかそういうところから流れていく配管というところがありということならば、浄化槽自体が支障があるということですが、こういったところの支障、浄化槽内の配管というのは。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 浄化槽の内部の配管でございますので、浄化槽へ入ってくる部分、それから出ていく部分、そういったところの金属製の配管といった部分の腐食等でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、おかしくないかという言い方なんです。今、浄化槽に入っていくところ、出ていくところと言われましたので、これは浄化槽へ流入する部分、排出する部分の接続部分関連にリンクする配管だということではよく分かるんですが、浄化槽内という、まるっきり浄化槽のタンクの中の施設だと理解をされますので、やっぱりこの辺は十分に実情、状況、現場確認の中でされていたかどうか。

多分されたと思うんですが、この答弁いただいた中の表現がおかしくないかなということでもありますので、別にああだこうだ言いませんが、多分汚水を入れる吸管するジョイント部分、また今度槽を出て一般河川へ流出する部分の配管だということだと思っております、再確認します。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 言い方が悪かったと思います。おっしゃるとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、7の1の3観光振興費、湯谷温泉配湯事業の65ページになります。

2点あります。1点目、691万2千円が計上されております。主な内容を伺います。

2点目、重油ボイラー、まきボイラーの施設は、幾つ設置されているのか伺います。

**○丸山隆弘委員長** 加藤観光課長。

**○加藤宏信観光課長** 1点目の主な内容につきましては、温泉加温用のA重油が原油価格の高騰によりまして、当初予定していた燃料費に不足が見込まれるため必要額を増額するものであります。

また、温泉成分による配湯ポンプの故障や劣化による止水バルブの取替え、配湯管の修繕を行うものです。

2点目につきましては、重油ボイラー・まきボイラーの施設は、それぞれ1ずつ設置されております。湯谷の大駐車場の敷地内に併設して設置されております。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** この予算の内容については、理解いたしました。重油高騰、また配湯管の老朽化の修繕というふうに理解をいたしました。

この中で、記憶なんですけど、この2、3年前に新しいボイラーを設置したと思うんですけど、確か重油とまき、どちらも使えるよというものを設置したと思うんですけど、今回この補修修繕が入るこの施設というのは、その2、3年前にボイラーを設置したものなのか、もしもそうだったらもう不具合が生じたという認識でいいのか、そこら辺の状況、教えていただければと思います。

**○丸山隆弘委員長** 加藤観光課長。

**○加藤宏信観光課長** 今、浅尾委員がおっしゃられました木質バイオマスボイラーと重油

ボイラーの設置を平成30年、また平成31年に設置しております。今回、消耗品として取替え修繕となるものは、本体ではなくてパッキンだとかノズルだとかいう部分が、スケールといたしまして俗に言う湯の花がたまって劣化が激しいということで取り替えるものであります。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 本体ではなくて、消耗品のパッキンとかそういった付着物を修繕するための今回のお金だよということで理解いたしました。

この平成30年、平成31年にこういったバイオマスボイラーを導入したときに、配管の不具合というのはそのときは発見できなかったのか。もしも分かれば、そこも一緒にそういった配管工事とかやったらよかったのかなとは思ったので、そこら辺の認識を伺いたいと思います。

また、併せて、今回修繕を行うと、大体配管等はどのぐらいもつものなのか、耐久性等分かれば教えてください。

**○丸山隆弘委員長** 加藤観光課長。

**○加藤宏信観光課長** 木質バイオマスボイラーの設置ですが、こちらが平成31年にしているんですけども、今、再質疑されたパッキン、ノズル等の劣化の状況は、当時はすぐに劣化が来るということは確認できておりませんので、今回取替えの修繕をさせていただくものです。

また、もう1つの部分ですけども、本管の管路等は昭和62年に布設して以来、本管はそのまま管路として使っておりますが、今のところの耐用年数はポンプ等に関しましては13年等とありますけども、消耗品に関しては耐用年数は消耗したらその都度取り替えるとなっております。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、同じく第146号議案の観光振興費の湯谷温泉配湯事業、P65です。

1、主な事業の内容と、2、ボイラー施設の耐用年数を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 1問目の主な事業の内容につきましては、先ほど浅尾委員にお答えさせていただいたとおりでございます。

2問目のボイラー施設の耐用年数につきましては、ボイラー施設建物に関しましては38年の耐用年数、また、機械及び装置の耐用年数に関しましては13年とされております。そちらのほうは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づきまして13年とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 まだ、先ほどの答弁の中で修理が3年前に敷設されて、もうまたお金がかかるのかという感じなんですけど、これ重油ボイラー、まきボイラーともにこういう温泉施設については耐用年数は平均的にこういうふうに来るわけでしょうか。お金が必要な時間というのはどうしても必要だと思うんですけど。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 特に、温泉水を加温をしますと通常よりやはりスケールという付着するものがつきやすくなるそうで、それを重油ボイラーのほうに関しましては毎月ボイラーの保守点検と洗浄業務等を行っておりますけども、やっぱり消耗品部分は交換が必要になってくると聞いておりますので、必要であるものだと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 硫黄分を含んでますから、そういう交換時期が来ると思うんですけど、そうしますと、重油ボイラーとまきボイラー、これは同じようにそういう問題が起きると思うんですけど、根本的にはまきボイラーのほうがお金がかかるような感じがしますが、

そんなことはないのでしょうか。同等のボイラーというわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、質疑された内容の重油ボイラーとまきボイラーを比べてまきのほうが経費がかかるのではないかということですけども、経費的にはどちらもメンテナンスに関しては変わりはないと確認しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、8款4項1目についてお伺いをします。都市計画総務費であります。うち、新城駅南地区整備事業、資料は71ページであります。

3点。1点目は、追加土地造成の要因は。

2点目、工事請負費の詳細について。

3点目、土地造成後の期待する効果について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 3点御質疑いただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目、追加土地につきましては、今年3月に完成しました暫定の駅前広場に隣接しております南側の土地になります。

造成の要因としましては、土地所有者の承諾が得られたため、10月に売買契約を行わせていただき、年度内に建物が取り壊され更地になる予定であるため、駅前の景観的配慮、隣接店舗等への砂ぼこりによる防じん対策及び敷地内の排水対策を行うものでございます。

2点目の工事請負費の詳細でございますが、

工事請負費204万円の内訳としまして、敷地内の舗装が250平米で179万円、側溝の布設が17メートルで25万円となっております。

3点目の土地造成後の期待する効果でございますが、景観対策や防じん対策などが第一の期待する効果ではございますが、そのほかに臨時の出店やイベントの開催など駅前の活性化につながる活用ができればと考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 土地所有者の方の深甚なる御理解の中でこれが契約できたということでありまして。お疲れでした。

10月契約ということで、今、お話がありましたように造成費そのもの含めて204万円という予算が盛られたわけでありまして、これについて効果と期待は確認ができましたので、契約をされました地権者さん、建物を取壊します、更地にしてもらいますということなんですが、10月契約で本来更地にするまでは契約書の中で云々という決まりがあると思うんですが。

ちなみに、契約金額幾らというのはなかなか発表できなくて金額が確定しております、結構ですが、契約をしました、お金をどのように払います、そして、通常更地にした場合について最終土地代の残金を払うというのが通常なんですが、そういう流れで行くのか。実は予算を計上いただくときに、10月契約であるならば、補正の中に土地代金というのが盛ってないと思うんですが、その点についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 土地につきましては、土地開発基金からの支出をいたしてございまして、契約時に5割、土地の取壊し終了、所有権移転したときに5割という契約になっております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 同じく歳出8の4の1都市計画総務費、新城駅南地区整備事業、71ページです。

1、事業概要について。

2、造成目的とその後の活用についてなんですが、先ほどの山口委員への説明で大体分かりましたので、再質疑からさせていただきますと思います。

事業概要についてなんですが、更地にして景観的配慮と排水対策、防じん対策を行うということなんですが、そうしますとアスファルト舗装をするということよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 はい。アスファルト舗装をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。

では、2問目の再質疑に行きますが、造成目的とその後の活用というところで再質疑なんですけど、出店とかイベント等で活用することなのですが、あそこは家1軒分ぐらいの面積だと思います。もうちょっと詳しく出店とかイベント等の活用ってあのスペースでどういうことができると想定されているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 面積としては舗装が250平米ですので250平米ちょっとぐらいの土地になるんですが、こちらにつきましては商工会などにもお聞きしまして、今後移動販売なども市内、そこに限らずですが、市内で行っていきたいという話を伺っておりますので、例えば販売車両の2、3台は可能な土地ですのでそういうこととか、あと駅前の飲食店の方から路上での販売もしてみたいななんということも工事終了後に伺っておりますので、そういう活用をしていただければと考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

9の1の3災害対策費、防災行政無線保守管理事業になります。77ページです。

2点ございまして、1点目が590万円が計上されておりますが、主な内容を伺います。

2点目、防災行政無線のWEB配信システムのメリットを伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂防災対策課長。

○長坂茂英防災対策課長 まず、1点目の590万円の主な内容について説明をさせていただきます。

防災行政無線WEB配信システム、いわゆる防災情報アプリの構築費用といたしまして、423万9千円と防災行政無線再送信屋外拡声子局の移設費用としまして166万1千円を計上しておりますのでございます。

防災行政無線WEB配信システムの主な内容としましては、スマートフォン等にアプリケーションを取り込むことによって、防災行政無線の放送内容を音声や文字により取得できるようにするための構築費用になります。

次に、防災行政無線再送信屋外拡声子局の移設の主な内容としましては、新城市塩瀬地内におきまして、鳥獣害対策のために設置されました電気柵の影響によりまして無線電波の受信障害が発生しましたので、戸別受信機から放送内容を確認することができない状態となったため、この電波障害を解消するために再送信屋外拡声子局を移設するための工事費用になります。

続いて、2点目の防災行政無線WEB配信システムのメリットにつきましてですが、防災行政無線WEB配信システムは、スマートフォンにアプリケーションを取り込むことで、無線放送内容を音声や文字により取得できるようになるとともに、自宅以外でも情報を取得することが可能となったり、アパート等に戸別受信機を設置できなかった方へも情報を届けることができるようになります。

また、多言語対応としまして、10か国語に対応しておりますので、外国人の方にも災害情報を伝えることが可能となります。

なお、アプリケーションをスマートフォンに取り込むことで、スマートフォンの画面からは、現在自分のいる場所から最寄りの指定避難所までのルート案内、気象庁や市のホームページに発信された情報の確認、停電情報、ハザードマップ等を1つの画面から確認ができるようになるといったメリットがあります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。詳しくおっしゃっていただいたので理解は大体できました。

再質疑なんですけど、このアプリをスマートフォンにダウンロードして使えるということなんですけど、もう少し説明をいただきたいなと思うんですが、このアプリというのはダウンロードは無料なのかどうかということ、この導入で市民に新たな負担というのはないのか、市もこれを導入したときに今後ランニングコスト等かかるのかかからないのかというのを教えていただきたいのと、あと心配なのが高齢者が使える仕様なのかどうかというところがありますので、そこを3点教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 長坂防災対策課長。

○長坂茂英防災対策課長 ダウンロードは、市民の方につきましては無料でございます。

それから、ランニングコストでございます。初期投資にまずお金が今回かかりますけれども、

次年度以降のランニングコストとしましては39万6千円を考えております。

それから、高齢者が使えるようにということでもありますけども、先ほど説明させていただいた中でも言ったんですけどもスマートフォンの1つの画面の中で様々な情報を取りにいけると、画面が1つでございますのでその画面の中から自分が見たい情報をボタンを押していただければその情報にたどり着けるといったものになっておりますので、高齢の方でもスマートフォンをお持ちであれば情報を取得することは可能だと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。なかなか使いやすい状況になるのではないかなと思います。

あと、メリットとしてなんですけど、聴覚障がい者の方でももちろん使用できると思うんですが、そういった声や、あと画面を見るというところでもこういったWEBサービスのスマートフォンをらせる人は情報を取れるというところでメリットがあるという考えでもいいんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂防災対策課長。

○長坂茂英防災対策課長 今、委員がおっしゃられたとおりそういったメリットがあると私どもも考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういった方にも使いやすくなるということで理解いたしました。

あと1点だけ、別の電波障害の移設する工事というところでお聞きしたいんですが、この鳥獣害の被害があったというところで移設する工事だよということなんですけど、どんな被害があったのか、どういったイメージなのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 長坂防災対策課長。

○長坂茂英防災対策課長 再送信屋外拡声子局の周辺に鳥獣害対策用の電気柵を設置して

おるわけなんですけども、その技術の進歩によって電気柵のほうも大分有効なもの、よりいい電気柵が出てきたというようなところで、そういった電気柵が発する電気による電波によって屋外拡声子局で無線電波を受けるんですけども、そちらのほうに電波障害を受けたというのが今回の事象であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

10の2の1 学校管理費、小学校管理事業になります。

2点あります。主な内容を伺いたいのと、2点目は、最低賃金改定に伴う報酬等の増加の内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の主な内容につきましては、愛知県の最低賃金が改定されたことに伴い、会計年度任用職員の時間単価が見直されたことによる人件費の増額、学校施設の修繕・工事費、消火器更新による備品購入費などです。

修繕・工事の主なものは消防設備点検での指摘事項修繕費201万円、作手小学校防球ネット設置工事279万5千円です。

2点目の報酬等の増加につきましては、会計年度任用職員で時間給での雇用契約となっている用務員・学校給食調理員の報酬、職員期末手当、社会保険料の増額です。

用務員・学校給食調理員とも、勤続月数によって時間単価に相違がありますが、用務員では67円から92円の幅で増額、学校給食調理

員は33円から85円の幅で増額となっております。対象人数としましては、用務員6名、学校給食調理員26名分です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。主な内容は消火器の点検とか、後は作手の小学校のボールの防球ネット等で理解をいたしました。あと、2点目の最低賃金の改定ということで県からの最低賃金の引上げで影響されることだと理解いたしました。

あと1点、学校給食の調理員さんも最低賃金の改定で値上げされるということで理解いたしました。例えば調理員さんの有資格者についての手当とかそういったところの改定はされていないという理解でよろしいでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 手当についてはございません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 続けてさせていただきます。

同じ質疑になりますが、10の3の1学校管理費、中学校管理事業になります。

1、主な内容を伺います。

2、最低賃金の改定に伴う報酬等の増加の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 主な内容につきましては、先ほどの小学校管理事業と重複するところがありますが、最低賃金の改定により増額と、学校施設の修繕・工事費、消火器更新による備品購入費などです。

修繕・工事の主なものとして、消防設備点検での指摘事項修繕費が126万1千円、千郷中学校西側進入路の舗装工事58万8千円です。

2点目の増加につきまして、内容としては同じですが、対象となる用務員が2名、学校給食調理員の10名分となります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。主な学校の備品と改修等も理解いたしました。

最低賃金も先ほどと恐らく同じだと思いますので、今回は最低賃金の改定だけで手当等は特に入っておらないということで理解をいたしました。

次の質疑に入りたいと思います。

10の5の3学校保健費になります。修学旅行費支援事業、89ページになります。

1点目、主な内容を伺います。

2点目、修学旅行の延期・中止・キャンセルの現在の状況を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、修学旅行実施時期の変更を余儀なくされることがあります。

今回は、9月から11月に予定していた計8小中学校の計画変更に伴うもので、企画料の取消料等を補助することで、保護者の負担を軽減するものです。

実施状況は、年度当初の予定どおり実施した学校が3校、実施時期を変更した学校が16校、中止した学校はありません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、第2表繰越明許費補正の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行わせてもらいます。

第2表の繰越明許補正（追加）になります。

教育費の保健体育費で学校給食施設改築事業581万9千円とありますが主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 学校給食施設改築事業の繰越明許費につきましては、令和3年度当初予算に計上してあります駐車場整備工事設計業務委託費につきまして、予算の繰越しをお願いするものです。

繰越しの理由につきましては、本年度駐車場用地として購入しました新城市土地開発公社の土地につきまして、現在、敷地測量業務委託を行っているところです。業務委託期間を令和4年2月17日までとしていることから、測量成果に基づいて行う整備工事の設計業務について年度内の完了が見込めないことから、予算の繰越しをお願いするものです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。学校給食施設の駐車場の設計の敷地の確定と測量等が、今、最中で年度内に終わらないので繰越明許ということで理解をいたしました。

こちらのほうは、学校給食の共同調理場に関わる駐車場という理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 調理場の職員用駐車場と配送車の駐車場というところです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。学校共同調理場の職員さんの駐車場と宅配用の駐車場になるということで理解をいたしました。

この学校給食のセンター化の調理場になるんですが、この駐車場を設計し、完成しないと次に行かないというようになると思うんですが、本体のこういった駐車場、そして問題の県の土地の状況は買えたというような状況なんですか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 県の用地につきましては、まだ払下げの最中でありまして、まだ払下げの最中でありまして。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。この駐車場整備に関わってという形の予算の繰越明許に

なるんですが、こうした中で今定例会も一般質問で市民の声とかアンケートを取るべきではないかという声があるんですが、そうしたやるといことも、今、考えているかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 一般質問でも御意見いただきましたので、今後検討していきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 関連質疑でよろしいでしょうか。

今、浅尾委員が繰越明許費の補正のところであったんですが、払下げの最中のことなことなんですが、これは払下げが決まらない前にこういうものを出す必要は、私、ないと思いますけど、払下げの工程について全く説明をしておりませんが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 今回の予算に上程される範囲の中で質疑をお願いしたいと思いますが、御回答はよろしいですか。

原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回、繰越明許で出ささせていただきましたのは、土地開発公社の土地を購入した敷地について、今、測量業務中であることから、その測量成果をもって設計を行っていききたいということで繰越しをお願いするものでありまして、県用地の払下げとは全く別物でありますので御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

第2表繰越明許費補正の質疑を終了します。

以上で、第146号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、第146号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第10号）について、反対の立場で討論いたします。

今回の繰越明許費補正に給食施設改築事業がありますが、そもそもこの給食事業のセンター化、統一してこの場所をつくるということが自校方式との議論、どちらがよいかということがまだ煮詰まっていない状態なんです。

先日の一般質問でもありましたが、市民の声が積み上がったということが答弁にありませんでした。議員に説明しているだけで、実際は建設ありきで、行政主導で進んでいると私は感じたからです。

昨年、場所、建設等の基本設計、実施設計等も終わり金額ももう既に出ているはずなんです。一般質問の中では金額のことは全く触れなかったですし、全員協議会でも大体25億円から30億円見ているような話を私は受けております。運送に関わる車とか、受け入れる側の学校の態勢についてもまだはっきりしておらない状況の中でこれは進んでいるということからです。

市民の声が本当に届いていない中で、予算を決める、こういうことは私は納得できません。

また、基本設計、実施設計の中でも、基本設計の設計図を紛失してしまい、担当者の処分をしたとの声がありましたけど、このことについても説明がされておられません。なぜ説明をうやむやの中で進んでしまうのでしょうか。市民に対して議員が説明しなければならぬ中で議会が承認すれば市民が納得したといえることは、私は思いません。

このようなアリバイをつくって積み上げていけば、元に戻れない状態ということになってしまうので、本末転倒にならないように私

はこの駐車場の件であっても、これは業務をもって反対としたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第146号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第10号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関する対策及び職員の異動等に伴う人件費の調整を行うとともに、老朽化した公共施設等の維持補修に要する経費、市政各分野において市民サービスの維持向上を図るための経費、過年度分収入の精算に伴う経費を措置するために編成されたということで、多くの公共施設の修繕費用、工事費用が計上されております。中でもこども園、小中学校の管理事業費が多く計上されております。

そのほかには、予算額の大きい事業でいいますと、障害児通所給付事業、利用者の増加等に伴う扶助費の増ということで計上されておまして、本議案は必要な補正予算であると考えます。

直接本補正予算とは関係ないところでの反対討論がございましたが、本補正予算の内容をしっかりと考えて、この予算が適切な補正予算であるということで賛成といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 私は、第146号議案に反対の立場で討論いたします。

理由は、給食調理場を自校式または親子式にするか、共同調理場いわゆる給食センターにするかは、全国的な食育への関心の高まりも踏まえると、新城市のアイデンティティーすなわちまちづくり、つまり今後新城市がどういった特色のまちになっていくのかという

ことを決める重要な要素の1つに十分なり得る案件だと考えます。

また、先日の一般質問でも明らかになったように、この事業を決める上で市民の意見をほとんど聞くことをせずに決めているということ、それを踏まえると今事業は、新城市自治基本条例第4条の3情報共有の原則「市民、議会及び行政は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます」の精神に反していると考えます。

また、一般質問の中で「議会の了承を得ている」とのお話もありましたが、こちらも一般質問の中で明らかになったように、そもそもHACCPに関する事など議会に判断材料として提示された情報に誤りや不足があり、議員がその情報を基に判断せざるを得なかった結果でありますので、こちらの判断でも有効ではないと考えます。

よって、この事業をこのまま継続するための費用が含まれる第146号議案には反対いたします。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 私からは、第146号議案令和3年度新城市一般会計補正予算（第10号）に、反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回の補正には、新型コロナウイルス感染症の対策費、生活保護受給者が増加している新城市でその扶助費の増額、さらには温泉ボイラーの故障の修繕費などが含まれております。私はほとんどの内容には賛成できるものであります。

しかしながら、どうしても反対を私が見なければならぬ内容が含まれております。それは、現在の給食自校方式を廃止し、一括調理、センター方式の学校給食共同調理場建設費の繰越明許費581万9千円があるからであります。

今年度の議会の中でも、この問題多く取り

上げてきましたが、やはり土地、設計をめぐる市のずさんな対応が次々と明らかになったばかりであります。この問題がまた続ければ、そうした深刻度が増してくると思います。

今定例会でも一般質問で取り上げられましたが、第1に市民の皆さんの声を聞いていないこと、市は聞く場を設けていないという事実が明らかになりました。広く市民の皆さんに知らせていない。そして、市民、保護者の皆さんは「給食は自校方式か親子方式がいい」と言っているのであります。新城市の広報ほか2010年で5ページにわたって新城市の自慢の学校給食、自校方式を誇っていたではありませんか。

そして、第2に、各学校の調理員さんの不足を主な理由にしておりますが、やはり市の努力で時給をいまだに上げていないことも大問題であります。調理師免許の有資格者などへの手当制度、これらもフル活用して手当をしていく、大本の賃金を上げていかなければ調理員さんをふやすということにはつながらないと思っております。

こうした中でも、20億円、30億円、巨大な箱物になるのではないかと心配があります。こうした20億円以上もかかる公共工事の事案については、やはり新庁舎建設でやったように市民アンケート、またパブリックコメント等を実施するべきだと思っております。

また、各学校の自校方式の給食で食材を卸している農家さん、業者さんの要望、また契約の在り方についても、いまだに明らかになっておりません。「まだ分からない」という答弁でしたので、そういった方、農業を守る、また経済を守るという意味でも声を聞くことが今は必要だと思っております。

災害時でも、各学校ですぐに炊き出しができる自校方式を守るためにやはり全力を尽くすべきだと思っております。

以上で、私は本予算について、学校共同調

理場を進める予算があるために反対をいたしたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 第146号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第10号）に、私は賛成の立場で討論いたします。

おおむね佐宗委員がおっしゃったことにプラスして、まず食育に関してなんですけど、確かに食育は本市にとって重要な要素ではあります。そして、自校式で調理を行うことはそれに越したことはございませんけど、自校式でなければ食育ができないという極端な見方は、私はしておりません。

また、農家の話等々を聞くということに関しましても、今後農業課と調整を取って行っていくと聞いております。

そして、市民の意見を聞いていないということでしたが、そもそも市民の意見を聞くのは議員の仕事であって、その上で議員は判断していると思います。

よって、第146号議案は賛成といたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第146号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第146号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

ここで休憩に入ります。再開は3時ちょうどとします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~

次に、第147号議案 令和3年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び第148号議案 令和3年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議題を一括議題とします。

これより、質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第147号議案及び第148号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第147号議案及び第148号議案の2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第149号議案 令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行っていきたいと思います。

歳出で1点ございます。1の1の2へき地

医療推進費、へき地医療推進事業、11ページになります。

31万2千円が計上されておりますが、主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 主な内容としては、整形外科外来診療日数の増に係る報酬及び費用弁償となっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 整形外科の先生の人件費ということで理解をいたしました。この整形外科のお医者さんは、週に何回、月に何回ほど来ているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 いま現在は月1回なんです。1月からは月2回としたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 月1回で、1月から2回になりますということなんです。整形外科の医師1人ということなので、手術とかそういったことはできないのかなと思いますが、主に患者さんの数だとか、どういった診療、リハビリとかそういったことになるのかなと思いますが、そこら辺の診療内容、患者さんの常時の数とか、そういったものがもしも分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 まず、患者さんの数なんです。今、月1回来てくださって大体平均12人ほど診察を行っております。

診療内容ですが、診察をしていただいて、その方に合った整形外科の生活での指導だったりとか、病気によってはほかへの紹介ということになると思いますが、手術等は行っておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第149号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第149号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第150号議案 令和3年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行わせてもらいます。

1点ございます。収入の1款資本的収入7項の寄附金、8ページになります。

100万円の寄附金とありますが、内容を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 市民病院の人工透析センターで、長期透析治療をされていた方がお亡くなりになられ、御遺族様から人工透析センターの療養環境の改善や患者サービスの向上へと100万円の御寄附をいただいたものであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。長期の透析を受けていた患者さんが亡くなられて、遺族の要望でということで寄附をされたということで理解いたしました。

透析の環境にということが意向だということですが、具体的にもしこの100万円の使い

道、どういったところに使うのか分かったら伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 委員、多分御存じかと思いますが、透析治療は約1人平均して4時間程度かかるわけですが、その間、少しでも血流がよくなるようにということで、以前は人工透析を行う前に皆さんが集まって体操をやってから透析を始めていたわけですが、このコロナ禍になかなかそういったこともできなくなりましたので、透析をやりながら自転車をこぐようなもの、負荷を段階的にかけるような自転車をこぐようなものがあるわけですが、そういったものなどを人工透析センターの職員の中で、患者さんにとってどういったものか、療養環境を少しでもよくするにはどういったものかというものを検討しておる段階であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第150号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第150号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第159号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、12号の追加の補正予算のところでお伺いしたいんですが、まず、4の1の5の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてなんですが、こちらのほうは3回目のワクチンの接種ということになるかと思いますが、こちらは現場の、例えば医療従事者の方々をまず優先にしているのかということと、あとワクチンの量とか会社名とかそういったことが分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 3回目接種につきましては、当初8か月を経過した人から順次ということになっておりまして、現在12月からの開始については令和3年3月から4月に接種を終了した方に接種券を送って接種が始まっております。

実際に3月から4月に接種をされた方というのが医療従事者等の先行接種をした方になりますので、現在接種した方はほぼ医療従事者という形になっております。今後、1月に接種対象になる方も主には医療従事者の方が含まれていると思います。

昨日、国から通知がありまして、医療従事者ですとか、施設に入所されている方や従事者等については6か月で接種を開始してもよいということになりましたので、またそちらの通知に従ってそういった方たちが早めに受けられるような対応をしていくことを今、検討しているところです。

それから、ワクチンの種類については、今、市に届いているものはファイザー社のワクチンになります。この後、モデルナ社のほうも恐らく配送されることになっております。配分が、国からの通知によりますとおおよそ6対4、ファイザーが6割、モデルナ社が4割ぐらいの割合で配送になるというような見通しのものが来ておりますが、実際に市にどれだ

け配布があるかということはまだ今のところ全く分かっておりません。

モデルナ社のほうも先週末に3回目の接種について使用が認可されましたので、おいおい使用されることになると思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。詳しく言っていて、理解をいたしました。

あと、3回目のワクチン、ファイザーかモデルナ、6対4で来ますよということなんです、これは混合接種になってもいいのかというところ、ファイザー1回、2回打った人が3回目はモデルナになってしまうというケースもあるかと思いますが、そういった状況はいいのかどうかというがお聞きしたいのと、あとこの接種自体は集団接種した新城東高校跡地でやるのと、あと民間クリニックとかでも接種が受けられる条件になっているのか、そこら辺の接種の場所等分かれば教えてくださいたいと思います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 混合接種につきましては、ファイザーを打った方についてもモデルナで打った方についても、どちらの接種もできるという、ファイザーファイザーモデルナもいいですし、モデルナモデルナで打った方がファイザーを打つことも可能となっております。

接種場所については、まず当初は医療機関個別で3回目接種は始めていただくように準備をしているところで、あと集団接種についてはいま現在が1、2回目接種の方を中心に行っておりますので、1、2回目接種の枠に空きがあれば3回目の方が入る可能性はあるという状況で、1月、2月あたりは進めていくような計画を今しています。

前倒し接種等の関係で、今後の予定がまだ少し不透明な部分がたくさんありますが、両方、個別接種と集団接種とで進めていく予定

にしております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。大変皆さん、現場等ではこうやって複雑な状況等あると思いますけど、大変な状況あると思いますが慎重にやっけていただいておりますので、ぜひ引き続きトラブルがないようにやっていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あと、もう1点が農家さんへの水稲作付の農家支援のことで、6の1の3の質疑もさせていただきたいと思います。

この水稲作付農家の支援ということで、主には国の支援ということになるのかなと思うんですが、この交付対象者が1,729名の方への支援になるよということなんです、この支援についてはどういう経過でこの補助と支援をするということに至ったのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 まず、1点、国の支援とおっしゃられましたけども、これは財源は国のコロナ対策の交付金、地方創生交付金を財源としておりますが、これは市の単独の支援ということでありますのでその点御理解いただきたいと思います。

それから、至った経緯でありますけれども、米の仮渡金というのが8月から9月にかけて大体全銘柄のものが出そろわけてですけども、その出そろった価格によって前年産、あるいはコロナ前と比べまして米の価格、需要が落ち込んだということで低迷しておることから、今回その一部について所得支援、それから営農継続支援ということで支援するに至っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 すみません、ありがとうございます。聞いてよかったです。新規で全額国庫負担と書かれてあったものですから、国がやっていることかなと思ったんですけどそ

うではないと、市の独自支援でこの米価暴落を補助していくということで、財源としては国のお金ですけど、市が考えた単独支援のことだということで理解をいたしました。

そういうことで、非常にいいことだと私は思っておりますが、まず米価の下落がどのぐらいコロナ前とコロナ後、下落しているのかという、具体的な数字等がもしも分かれば教えていただきたいのと、あと今回の支援によって大体市内全体の農家さんの何割ぐらいの方がこの対象者になるのかというのが分かたら教えていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 まず、1点目の下落額でございますけれども、令和2年産と比較をしますと、まずコシヒカリにつきましては1俵当たり2,300円、その他の銘柄につきましては1,900円の下落となっております。また、コロナ前の令和元年産と比較をしますと3,100円から3,400円の下落となっております。

それから、市内全体の何割かということでございますけれども、今回対象としましたのは営農計画書というものがあるわけですけども、それを提出していただいた方を対象としております。ですので、過去に営農計画書を出した方を分母といたしますとおおよそ95%ぐらいの方が対象となっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。大変下落しているんだと改めて答弁で分かりました。2,300円、1,900円の下落ということで、令和元年から比較すると3,100円から3,400円ぐらいの下落があるということで、本当に現場の農家さん、大変な状況にあるんだと思いました。

やっぱり、新城市も一次産業の農家の方が多いものですから、非常にこういった支援をしていくことは大事だと思っております。

そこで、あと1点お聞きしたいんですが、営農計画書を出された農家さんに対しての支

援だよということで理解したんですが、この営農計画書というのは農家さんだったらみんな書くものなのか、条件に合った人が書くものなのかそこら辺の計画書の状況を教えていただきたいと思うのと、あともう1点はこうした申請方法や周知徹底をしてもらいたいと思うんですが、そこら辺の情報提供、申請方法をちゃんと伝えていくのかというところを教えていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 まず、1点目の営農計画書でありますけれども、こちらは水田農業を行っている方全てが本来提出いただくものということであります。

それから、申請方法でございますが、営農計画書に記載されて確認できた作付面積ということですので、既にもう交付対象面積が確定しておりますので、それを今回予算をお認めいただきましたら、年明け早々にももう既に交付額を記載した状態で各農家へ通知をすることとしております。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 もう少し、今の6の1の3の水稲支援、補足をお願いしたいと思うんですけど、1,729人ということで95%が対象だというのは分かりました。

それで、これは個人と法人という区別が書いてありますけれども、その個人、法人、どのような割合でなっているのかということがまず1点と、それから下落ということでコシヒカリで2,300円、その他で1,900円ということで、新城の名産とっていいと思うんですけどミネアサヒについてはどうであったのかということ。

それから、10アール当たり5千円ということですので、10アールで7俵、8俵とれた場合には620、30円から700円ちょっとぐらいの補填になるんですけど、それが果たして下落

にふさわしい補填とした判断の根拠は、その辺についてお願いします。

○丸山隆弘委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣守農業課長 まず、1点目の個人、法人等の割合ですけれども、ほとんどが個人であります。法人は2、3件ある程度だと思えます。

それから、ミネアサヒについてでありますけれども、ミネアサヒにつきましては実は価格は前年据置きとなっております。

それから、5千円の根拠でありますけれども、まず10アール当たりの基準収穫量というのが約8俵ということになるわけですが、委員おっしゃられたとおりだと思いますが、そうしますと、1俵当たり1,900円の下落というのが最も多いものですから、それを10アール当たりに換算いたしますと10アール当たり1万5,200円の下落ということになります。そのおおむね3分の1の支援として10アール当たり5千円としたところでありますけれども、その3分の1の考え方としましては、生産者、それから生産者団体、そして行政、この3者という視点でいきますと生産者団体が支援するしないは別といたしまして、行政の役割としては3分の1というのが適当ではないかと考えております。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第159号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第159号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第160号議案 令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第160号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第160号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後3時27分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 **丸山隆弘**